

那覇市・南風原町環境施設組合の公平委員会の事務の委託に関する  
規約を定める協議について

那覇市・南風原町環境施設組合の公平委員会の事務の委託に関する別紙の規約を定める協議をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求める。

平成23年10月31日提出

那覇市・南風原町環境施設組合  
管理者 翁 長 雄 志

（提案理由）

那覇市・南風原町環境施設組合の公平委員会の事務の委託を行うことについて、沖縄県と協議するには、地方自治法第292条において準用する同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

平成23年10月31日 原案可決

那覇市・南風原町環境施設組合議  
議長 與儀實司



那覇市・南風原町環境施設組合と沖縄県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第4項の規定に基づき、那覇市・南風原町環境施設組合(以下「甲」という。)は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を沖縄県(以下「乙」という。)に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、乙の条例、規則及び人事委員会規則その他の規程の定めるところによる。

(経費)

第3条 委託事務を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

那覇市南風原町環境施設組合

公平委員会

事務委託規約

# 議員派遣について

平成23年10月31日

那覇市・南風原町環境施設組合議会会議規則第91条の規程により、下記のとおり議員を派遣する。

## 記

- 1 派遣目的 県内において新しく竣工した焼却処理施設及び焼却灰のリサイクル状況の視察。
- 2 派遣場所 ①倉浜衛生施設組合（沖縄市）  
②琉球セメント屋部工場（名護市）
- 3 派遣期間 平成23年11月1日
- 4 派遣議員 那覇市・南風原町環境施設組合議会議員（9人）
  - 1 瀬長 清
  - 2 與儀 實司
  - 3 桑江 豊
  - 4 仲松 寛
  - 5 宮平 のり子
  - 6 古堅 茂治
  - 7 赤嶺 奈津江
  - 8 花城 清文
  - 9 知念 富信

